

令和4年分の確定申告の取組について

(報道発表資料)

1. 「税務署に行かずにできる確定申告」に向けて 1
2. 令和4年分確定申告における感染症対策について 2
3. 確定申告会場への来場を検討されている方へ 3

[連絡先]

広島国税局 電話 082-221-9211

個人課税課 課長補佐 石井 直 (内線 3692)

国税広報広聴室 室長補佐 辺見 公治 (内線 3797)

「税務署に行かずにできる確定申告」に向けて

- 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、所得税申告書等の作成、e-Taxによる送信等ができます。
- また、「税務署に行かずにできる確定申告」に向けて、スマホのカメラ機能による給与所得の源泉徴収票の読み取り自動入力など、e-Taxの利便性向上に取り組んでいます。
- 令和4年分確定申告（令和5年1月以降）では、マイナンバーとのデータ連携による自動入力対象が拡大するなど、マイナンバーカードやスマホを利用した申告がさらに便利になります。

確定申告書等作成コーナーの便利な機能はこちら

スマホで申告！ カメラで給与所得の源泉徴収票を読み取り自動入力！

マイナンバーカード + スマホで申告！ スマホがICカードリーダーの代わりに！

用患するものは次の2つ

ICカードリーダー不要！

マイナンバーカード + マイナンバーカード搭載対応のスマートフォン

マイナンバーカードの読み取り回数が1回に！

① e-Taxへのログインのみ！

② 電子署名の取得（e-Taxのログイン）

③ e-Taxへのログイン（e-Taxのログイン）

※e-Taxはマイナンバーカードがなくても利用できます！

作成コーナー × マイナンバー

マイナンバー連携で確定申告書に自動入力！

1年間分の情報が取得可能に！

令和5年1月以降のマイナンバー連携の自動入力対象はこちら

医療費... 公的年金等の源泉徴収票

ふるさと納税 NEW 国民年金保険料 NEW

株式の特定口座 生命保険 地震保険

住宅ローン控除関係

今後も順次拡大予定！

給与所得の源泉徴収票 iDeCo 小規模企業共済等掛金 など

確定申告は自宅からのe-Taxがスタンダードに

《自宅から納税者ご自身によりe-Taxで申告書を出した方の数の推移》

年度	自宅から申告した方の数 (e-Tax)
令和20年分	460
令和21年分	428
令和22年分	381
令和23年分	442

約1.4倍 (+122万人)

既に85%以上の方が、確定申告会場に来場せずに確定申告しています。

令和 4 年分確定申告における感染症対策について

1 確定申告期間中に来場される方の減少・分散

- 自宅等からの e-Tax 利用の更なる推進
- 確定申告会場を 1 月 30 日（月）に開設し、早期の来場を呼びかけ

2 確定申告会場における感染防止策

- 入場時に検温を実施し、37.5 度以上の発熱がある方や検温を拒否する方等については入場をお断りする
- こまめな消毒を実施
- 換気の徹底（定期的な換気状況の確認を含む）
- 人と人との距離を確保したレイアウト
- “入場時間を指定した整理券”を発行（LINE を通じたオンライン事前発行も可能）して入場者数をコントロール

確定申告会場への来場を検討されている方へ

「ご自宅から申告できるe-Tax」をご利用ください

- ✓ **ご自宅から申告できるe-Tax**をぜひご利用ください（詳しくは裏面をご確認ください）。
- ✓ 申告のご相談は、ご自宅から**お電話やチャットボットでも可能**です。e-Taxで分からないことがある場合についてもお電話でお尋ねいただけますので、ぜひチャレンジしてください。

確定申告会場（1月30日開設）への入場には「入場整理券」が必要です

- ✓ 会場内の混雑緩和のため、確定申告会場への入場には、入場できる時間枠が指定された「入場整理券」（**「当日配付分」**又は**「LINEを通じたオンライン事前発行分」**）が必要です（作成済申告書の提出のみであれば不要です）。
 - **「当日配付分」**は、各会場で当日配付しますが、配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります（当日の配付状況は、国税庁ホームページから確認できます。）
 - **「LINEを通じたオンライン事前発行分」**は、1月20日（金）以降、受付サービスを開始します。

確定申告会場における感染防止対策

確定申告会場にお越しになる方へのお願い

入場時の検温

- ✓ 入場時に検温を実施しています。37.5度以上の発熱がある場合、咳などの風邪の症状がある場合、検温にご協力いただけない場合など感染防止の観点から適切でないと判断したときには入場をお断りさせていただきます。
- ✓ 発熱等の症状がある方や体調のすぐれない方は、無理をせずに、後日あらためてご来場ください。

マスクの着用、手指消毒

- ✓ 会場ではマスクを常時着用していただき、会場入口等での手指消毒をお願いします。

少人数での来場

- ✓ 会場には、申告される方おひとりでお越しください。
- ✓ 介助を要する等の理由で複数名でお越しになる場合においても、必要最小限の人数でお越しください。

税務署での対策のご紹介

- ✓ 人と人との距離を確保した会場レイアウトを採用しています。
- ✓ こまめな消毒、換気の徹底を実施し、会場内には手指消毒液を設置しています。
- ✓ 職員はマスクを着用して対応し、日々の体調管理も徹底しています。

ご自宅からe-Tax申告のご案内

STEP 1 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」へアクセス

スマートフォンやパソコンで簡単に申告書が作成できます



税務署に行く手間がかかりません

確定申告期間中は24時間いつでも利用できます

確定申告書の作成はこちらから

確定申告

STEP 2 申告書を作成

画面の案内に沿って入力すれば、税額などが自動計算され、簡単・便利に作成することができます

STEP 3 申告書を提出

国税庁ホームページからe-Taxで送信

印刷して郵送等で提出

※プリンタをお持ちでなくても、コンビニ等のプリントサービス（有料）を利用すれば、印刷できます。

e-Taxの送信方法は2通り

マイナンバーカード方式

- ① マイナンバーカード
- ② マイナンバーカード読取対応のスマートフォン又はICカードリーダライタ



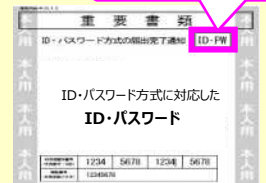
又は



ID・PWが目印

ID・パスワード方式

- ① ID（利用者識別番号）
- ② パスワード（暗証番号）



確定申告会場で、既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書控と一緒に受け取った「ID・パスワード方式の届出完了通知」をご確認ください。

※ ID・パスワード方式はマイナンバーカード等が普及するまでの暫定的な対応です。
マイナンバーカードの早期取得をお願いいたします。

入場整理券は国税庁のLINE公式アカウントからも取得できます

STEP 1

国税庁を「友だち追加」

国税庁
LINE公式アカウント



※ LINEのホーム画面で「国税庁」または「@kokuzei」と検索しても友だちに追加できます。

STEP 2

「相談を申し込む」を選択



STEP 3

税務署・希望日時を選択



STEP 4

申込完了→会場で提示



入場時にはこの画面をご提示ください

STEP 1 LINEアプリから国税庁LINE公式アカウントを友だち追加

STEP 2 「トーク」画面から「相談を申し込む」を選択

STEP 3 税務署や来場希望日時を選択（申込は来場希望日の10日前から可能）

STEP 4 内容を確認して「申込」をタップすれば完了、入場時に申込完了画面を提示すればOK

※ 入場整理券については、作成済みの申告書を提出する場合など、相談を必要としない方は取得していただく必要はありません。

参 考 資 料

広島国税局

目 次

さあ自宅で e-Tax !	1
確定申告はスマホからがおすすめです !	3
マイナポータル連携で確定申告書に自動入力 !	5
所得税不正還付申告の未然防止について	7
住宅を新築等した場合の税額控除.....	8
副収入の申告漏れにご注意ください.....	9
所得税通達の改正について	10
チャットボットによる税務相談について	11
令和 4 年分確定申告の受付期間等.....	13
確定申告会場一覧.....	14
キャッシュレス納付のご案内	15
スマホアプリ納付のご案内	19

さあ 自宅で e-Tax!

作成コーナー



確定申告書等作成コーナー から

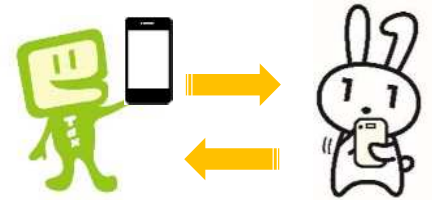
自動計算

画面の案内に沿って入力するだけで作成・送信♪



自動入力

マイナポータル連携でデータをまとめて入力♪



自宅から

確定申告はご自宅で！スマホで申告できます♪



「自宅からのe-Tax」 5つのメリット！

税務署への持参



不要

印刷・郵送代



不要

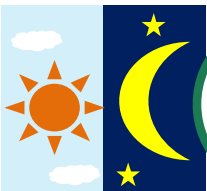
添付書類



不要※

※一部の書類は除きます

確定申告期間の利用可能時間



24時間※
いつでも

※メンテナンス時間を除きます

還付金



早期
還付

3週間程度で還付！

書面提出の場合は
1か月～1か月半程度で還付

確定申告書等作成コーナーの入力方法は動画でチェック

こちらからアクセス！



確定申告 動画



医療費控除

スマホ申告

マイナンバーカード方式



国税庁 法人番号7000012050002

裏面もご確認ください

確定申告書等作成コーナーの便利な機能はこちら♪

スマホで申告！

カメラで給与所得の源泉徴収票を読み取り自動入力！



ノビヤリノ



源泉徴収票の記載内容を自動入力！

パソコンで申告！

スマホがICカードリーダーライタの代わりに！

用意するものは次の2つ



マイナンバーカード

+



マイナンバーカード読取対応のスマートフォン

ICカードリーダーライタ不要！



マイナポータルアプリをインストールするだけ！



令和4年分（令和5年1月以降）からさらに便利に！

マイナンバーカードの読み取り回数が1回に！※

①e-Tax登録情報の確認
(読取1回目)



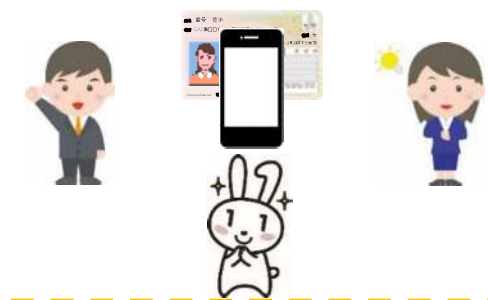
②電子署名の付与
(読取2回目)



③e-Taxへのログイン
(読取3回目)



①e-Taxへのログインのみ！



※過去にマイナンバーカード方式で申告された方が対象です

青色申告決算書・収支内訳書がスマホで作成可能に！
パソコンの画面もリニューアル！



スマホ画面



パソコン画面

自動計算・自動入力・自宅から 確定申告は スマホからがおすすめです！ とっても便利な♪

STEP 1 「確定申告書等作成コーナー」へアクセス

作成コーナー



▶ 対応ブラウザを確認

iPhoneの方

Androidの方



Safari



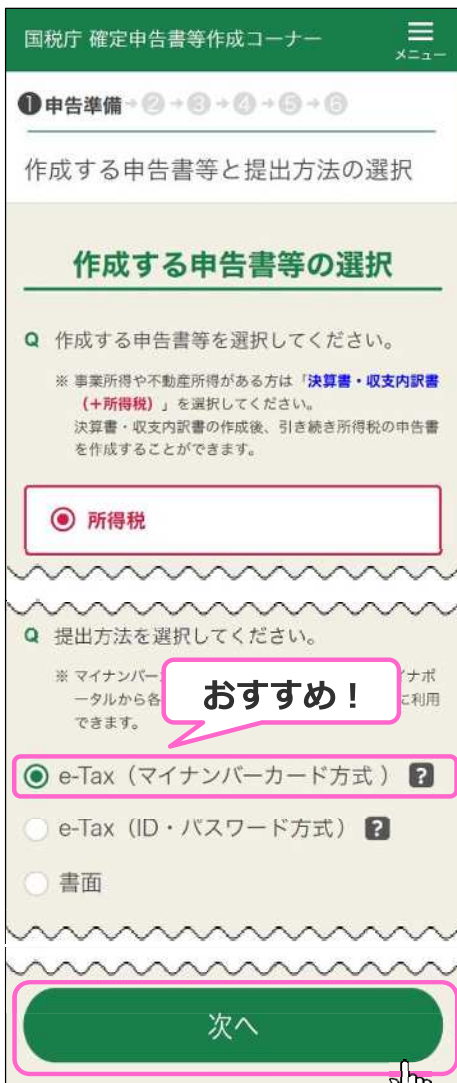
Chrome



【確定申告書等作成コーナー】 ※上記以外のブラウザでアクセスすると、エラーが表示されて次の画面へ進むことができませんので、ご注意ください。

STEP 2 送信方法の選択

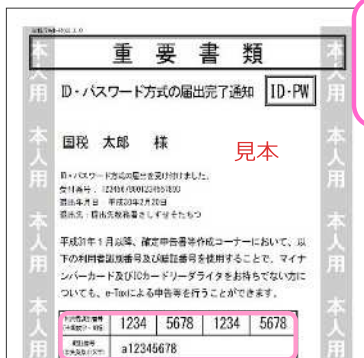
マイナンバーカード方式



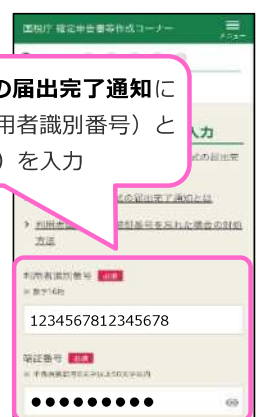
e-Taxに登録されている情報が表示されます



ID・パスワード方式



ID・パスワード方式の届出完了通知に記載のe-TaxのID（利用者識別番号）とパスワード（暗証番号）を入力



⚠ ID・パスワード方式は暫定的な対応ですので、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。



国税庁 法人番号7000012050002

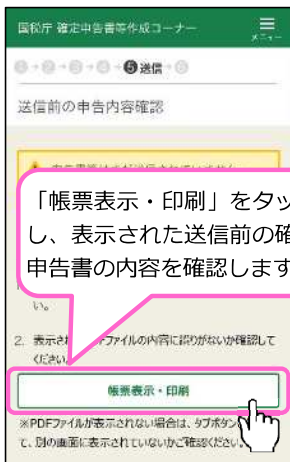
STEP 3 収入・所得金額や控除等の入力

収入等の入力

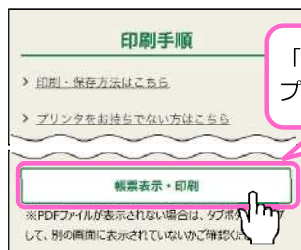
控除等の入力



STEP 4 申告内容の事前確認・送信



STEP 5 帳票PDFの保存・確認



「帳票表示・印刷」をタップし、帳票を表示します

保存・確認方法の詳細はこちらから



iPhoneの方



Androidの方

◎ スマホ申告の便利機能♪

青色申告決算書や収支内訳書がスマホで作成可能に！



給与所得の源泉徴収票をスマホで読み取り！



スマホで撮影するだけで自動入力！



・ご利用には別途通信料がかかります。
 ・このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。
 ・iPhone、Safariの名称及びロゴは、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。
 ・Android、Google Chromeの名称及びロゴは、Google LLCの商標または登録商標です。



作成コーナー



マイナポータル

マイナポータル連携で 確定申告書に自動入力！

証明書等のデータを一括取得し、自動入力できます。
一度ご利用いただければ、そのメリットを実感！

令和5年1月以降の

マイナポータル連携の自動入力対象はこちら

医療費 . . .

1年間分の情報が取得可能に！

NEW



ふるさと納税

公的年金等の
源泉徴収票

NEW

国民年金保険料

NEW

生命保険

地震保険

株式の特定口座

住宅ローン控除関係

今後も順次拡大予定！

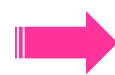
給与所得の源泉徴収票

iDeCo

小規模企業共済等掛金

など

！ マイナポータル連携の詳細については、国税庁HPの「[マイナポータル連携特設ページ](#)」でご確認ください。



！ ご利用いただくためには、**事前設定が必要**です。事前設定については、**裏面**をご参照ください。

！ 証明書等の発行主体がマイナポータル連携に対応している必要があります。**発行主体の一覧**はこちら。
(発行主体の一覧は随時更新してまいります。)



～マイナポータル連携の事前設定等～

マイナンバーカードの取得

マイナポータル連携のご利用には、**マイナンバーカードが必要**です。



マイナンバーカードの
交付申請はこちら

マイナンバーカードはメリットがいっぱい!!



1

コンビニで
各種証明書が
取得可能

2

本人確認
書類として
使用可能

3

健康保険証と
一体化

4

新型コロナワクチン
接種証明書が
取得可能

5

運転免許証と
一体化予定
(令和6年度末)



マイナポイント
事業の詳細は
こちら

事前設定の専用ページ（マイナポータル）にアクセス

事前設定は、取得したい証明書等の種類を選択していただき、
**画面の案内に沿って進めるだけで事前設定が完了する
専用ページ**を開設していますので、ぜひご利用ください。

スマートフォン画面



パソコン画面



マイナポータル連携 事前準備



マイナポータル
連携の事前設定
ページはこちら

- ！ 事前設定には、以下のものがが必要です。
 - ・マイナンバーカード
 - ・マイナンバーカード読取対応のスマートフォン（又はICカードリーダー）



- ！ 事前設定から、実際に証明書等のデータをマイナポータル連携により取得できるようになるまでに、数日を要することがありますので、前もっての設定をお願いいたします。

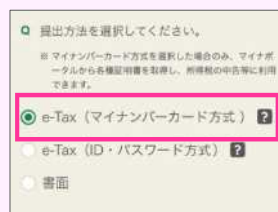
確定申告書等の作成

作成コーナー



確定申告書等作成コーナー
はこちら

スマートフォン画面



パソコン画面



・このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。

所得税不正還付申告の未然防止について

- 確定申告期間が到来し、所得税還付申告の受付が本格化しますので、先月もご説明いたしましたが、改めて不正還付申告の未然防止の観点から、注意喚起させていただきます。
- 所得税の不正還付は、いわば国庫金の詐取ともいえる悪質性が高い行為であるため、特に厳格な審査や積極的な調査を実施しています。
- 詐欺罪等に該当すると判断した場合には、刑事上の責任追及の要否を検討した上で、告訴等を行うなど都道府県警察との連携強化にも取り組んでいます。
- なお、以下の「所得税還付申告に関する国税当局の対応について」を、本年11月に国税庁ホームページに掲載いたしました。

【国税庁ホームページ掲載資料】

所得税還付申告に関する国税当局の対応について

所得税の申告手続において、例えば、源泉徴収をされた報酬に係る事業収入に一定の必要経費が生じた場合や、年末調整された給与収入があり、年末調整で清算されていない各種控除を追加する場合に、還付申告書を提出することで所得税の還付を受けることができます。

昨今、所得税の還付申告の中には、架空の源泉徴収税額や各種控除額を記載し、不正に還付を受けようとするものなどが見受けられます。

このため、国税当局としては、各種情報に照らして必要があると認められる場合は、還付金の支払いを一旦保留しつつ、還付申告の内容が適正であるかを確認するため、勤務先等に給与等の支払実績の確認をお願いすることや、職員がご自宅等に直接赴き実地で調査を行うなどにより確認を行っております。

また、確定申告書（還付申告書を含む）を提出した納税者の本人確認は、申告書に記載されたマイナンバーなどにより行っています。そのため、還付申告書にマイナンバーが記載されていない場合には、不正還付防止のため、納税者の方々への連絡も含め、必要な確認に時間を要するため、還付を保留する期間が長期にわたる場合があるほか、還付の手続を中断する場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、国税当局としては、不正還付申告書を的確に把握するため、上記の実態確認やデジタル技術の活用による審査を行うなど、厳格な対応を引き続き行っていくこととしております。

実態確認等の結果、悪質な不正還付申告書の提出が確認され、詐欺罪等に該当すると判断した場合には、刑事上の責任追及の要否を検討した上で、告訴等を行うなど都道府県警察との連携強化にも取り組んでおります。

【参考】不正還付申告書の課税処理の状況

		令和2事務年度	令和3事務年度	対前年比	
追徴 税額	処 理 件 数	件	182	191	104.9%
	本 税	千円	97,785	160,086	163.7%
	加算税	千円	26,236	47,029	179.3%
	計	千円	124,021	207,115	167.0%

住宅を新築等した場合の税額控除

【住宅ローン控除】

		令和3年入居	令和4・5年入居	令和6・7年入居
新築住宅 買取再販住宅	認定長期優良住宅 認定低炭素住宅	借入限度額：5,000万円 控除率：1.0% 控除期間：10年間	借入限度額：5,000万円 控除率：0.7% 控除期間：13年間	借入限度額：4,500万円 控除率：0.7% 控除期間：13年間
	ZEH水準省エネ住宅		借入限度額：4,500万円 控除率：0.7% 控除期間：13年間	借入限度額：3,500万円 控除率：0.7% 控除期間：13年間
	省エネ基準適合住宅		借入限度額：4,000万円 控除率：0.7% 控除期間：13年間	借入限度額：3,000万円 控除率：0.7% 控除期間：13年間
	上記以外 (一般住宅)	借入限度額：4,000万円 控除率：1.0% 控除期間：10年間	借入限度額：3,000万円 控除率：0.7% 控除期間：13年間	借入限度額：2,000万円 控除率：0.7% 控除期間：10年間 ※ 次のいずれかに該当することが要件 ・令和5年12月31日以前に建築確認を受けたもの ・令和6年6月30日以前に建築されたもの
既存住宅	認定長期優良住宅 認定低炭素住宅 ZEH水準省エネ住宅 省エネ基準適合住宅		借入限度額：3,000万円 控除率：0.7% 控除期間：10年間	借入限度額：3,000万円 控除率：0.7% 控除期間：10年間
	上記以外 (一般住宅)		借入限度額：2,000万円 控除率：0.7% 控除期間：10年間	借入限度額：2,000万円 控除率：0.7% 控除期間：10年間

- ✓ 住宅の取得等が「(特例) 特別特例取得」に該当し、令和4年末までに入居した場合には、上記と異なる特例の適用がある。
- ✓ 「買取再販住宅」とは、既存住宅を宅地建物取引業者が一定のリフォームにより良質化した上で販売する住宅をいう。
- ✓ 「ZEH水準省エネ住宅」とは、大幅な省エネと再生可能エネルギーの導入により、年間の一次エネルギーの消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅をいう。
- ✓ 令和5年以前に建築確認を受けた新築住宅を取得した所得1,000万円以下の者については、床面積要件を40㎡以上に緩和される。



- **副収入の申告漏れ**にご注意ください。
- 雑所得は、「**公的年金等**」・「**業務**」・「**その他**」に区分されます。

● **原稿料、講演料又はネットオークションやフリーマーケットアプリなどを利用した個人取引による所得**

(具体例)

① **衣服・雑貨・家電などの資産の売却による所得**

※ただし、生活に使用した資産の売却による所得は非課税（確定申告は不要）

② **自家用車などの貸付けによる所得**

③ **ベビーシッターや家庭教師などの副業による所得**

⇒ 「**業務**に係る**雑所得**」に該当

令和4年分以後の所得税において、

- ・前々年の業務に係る収入金額が300万円を超える場合、**現金預金取引等関係書類（作成・受領した請求書、領収書その他書類）を保存**する必要があります。
- ・前々年の業務に係る収入金額が1,000万円を超える場合、その年分の**確定申告書に収支内訳書を添付**する必要があります。

● **ビットコインをはじめとする暗号資産の売却等による所得**

⇒ 「**その他の雑所得**」に該当

● **競馬等のギャンブルから生じた所得**

⇒原則、「**一時所得**」に該当

上記の所得を含め年末調整を受けた給与所得以外の所得が**20万円以下**の方は、**確定申告は不要**です。

医療費控除やふるさと納税（寄附金控除）などの適用を受ける場合は、所得が20万円以下であっても確定申告が必要です。

所得税通達の改正について

事業所得と雑所得の区分が従来から難しいという課題があった中、事業所得と雑所得の区分について、分かりやすく明確な基準を示すため、以下のとおり通達を改正しました。

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(業務に係る雑所得の例示)</p> <p>35-2 次に掲げるような所得は、事業所得又は山林所得と認められるものを除き、<u>業務に係る雑所得</u>に該当する。</p> <p>(1)～(6) 省 略</p> <p>(7) 営利を目的として継続的に行う資産の譲渡から生ずる所得</p> <p>(8) 省 略</p> <p>(注) 事業所得と認められるかどうかは、その所得を得るための活動が、社会通念上事業と称するに至る程度で行っているかどうかで判定する。</p> <p>なお、その所得に係る取引を記録した帳簿書類の保存がない場合（その所得に係る収入金額が300万円を超え、かつ、事業所得と認められる事実がある場合を除く。）には、業務に係る雑所得（資産（山林を除く。）の譲渡から生ずる所得については、譲渡所得又はその他雑所得）に該当することに留意する。</p>	<p>(事業から生じたと認められない所得で雑所得に該当するもの)</p> <p>35-2 次に掲げるような所得は、事業から生じたと認められるものを除き、<u>雑所得</u>に該当する。</p> <p>(1)～(6) 同 左</p> <p>(7) <u>不動産の継続的売買による所得</u></p> <p>(8) 同 左</p>

(参考) 事業所得と業務に係る雑所得等の区分 (イメージ)

収入金額	記帳・帳簿書類の保存あり	記帳・帳簿書類の保存なし
300万円超	概ね事業所得 (注)	概ね業務に係る雑所得
300万円以下		業務に係る雑所得 ※資産の譲渡は譲渡所得・その他雑所得

(注) 次のような場合には、事業と認められるかどうかを個別に判断することとなります。

- ① その所得の収入金額が僅少と認められる場合
- ② その所得を得る活動に営利性が認められない場合

その質問、
チャットボットに
相談しませんか？

24時間利用可能

※メンテナンス期間を除きます。



スマホでのご利用は
こちらから▼



税務職員ふたば

2023.1.4 Wed. Start
所得税の確定申告

2023.1.30 Mon. Start
消費税の確定申告

▼以下の項目についても公開中

**インボイス制度
年末調整**

(1/31まで公開)

パソコンでもご利用できます！

こちらで検索▼

国税庁 ふたば



国税庁 法人番号7000012050002

チャットボットによる税務相談

○ 所得税の確定申告

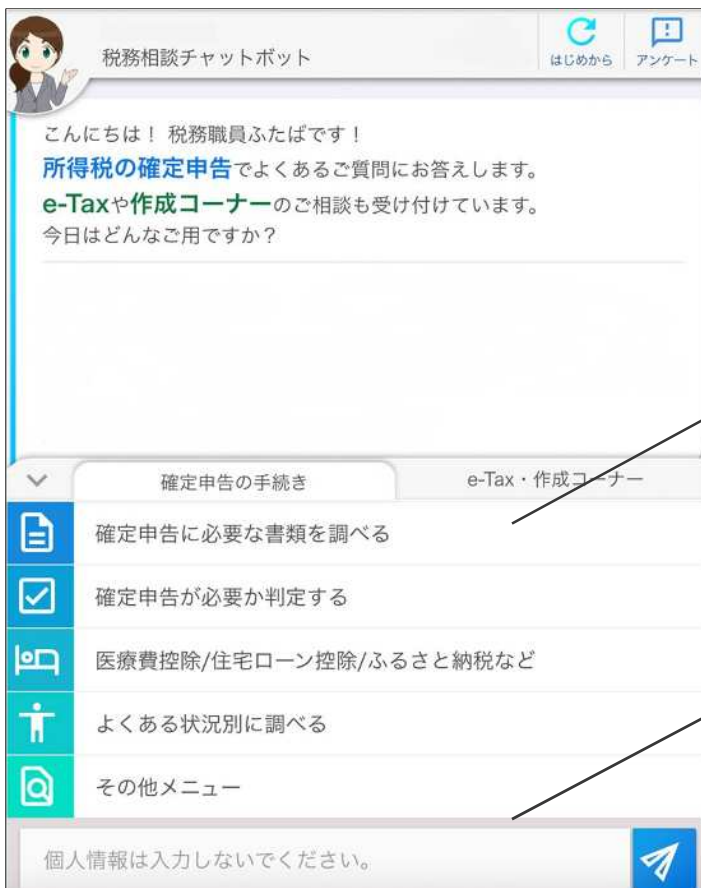
「医療費控除」や「住宅ローン控除」、「ふるさと納税」など、所得税の確定申告について利用者からの問合せが多い質問のほか、パソコンやスマホで申告書を作成する際の準備や操作に関する質問にも対応しています。

○ 消費税の確定申告

消費税の納税義務や課税対象となる取引に関する質問など、初めて課税事業者になった方から特に多い質問を中心に対応しています。

チャットボットとは

「チャット（会話）」と「ロボット」を組み合わせた言葉で、質問したい内容をメニューから選択するか、自由に文字で入力すると、AI（人工知能）が自動で回答するウェブサービスです。



質問のしかたは 2 通り

1 メニューから選択する

2 文字で入力する



- ご自宅から申告できるe-Taxをご利用ください。
- 既に85%以上の方が、確定申告会場に来場せずに確定申告しています。
- 還付申告は1月4日から受付しています。

●令和4年分確定申告の受付期間

所得税等	令和5年2月16日(木)～令和5年3月15日(水)
個人事業者の消費税	令和5年1月4日(水)～令和5年3月31日(金)
贈与税	令和5年2月1日(水)～令和5年3月15日(水)

(注1) 所得税等の還付申告書は、上記の期間前でも提出することができます。

(注2) 本年は感染症対策の一環として、1月30日(月)から2月15日(水)までの期間においても、申告相談を行っています。

(注3) 署外会場を開設する署については、その開設期間中は税務署で申告相談を行っていません。

(注4) 税務署の閉庁日(土・日曜・祝日等)は、通常、相談・申告書の受付は行っておりません。一部の申告会場では、2月19日(日)と2月26日(日)に限り日曜日も相談・申告書の受付を行います。

●令和4年分確定申告に係る納期限・振替日

	納 期 限	振 替 日
所得税等	令和5年3月15日(水)	令和5年4月24日(月)
個人事業者の消費税	令和5年3月31日(金)	令和5年4月27日(木)
贈与税	令和5年3月15日(水)	

(注1) 納期限までに納付がない場合は、延滞税がかかります。

(注2) 振替納税をご利用の方は、事前に預貯金残高をご確認ください。残高不足等で振替ができない場合は、納期限の翌日から納付日まで延滞税がかかりますので、ご注意ください。

確定申告会場一覧（確定申告会場一覧 正誤表）

都道府県	税務署名	確定申告会場	確定申告会場所在地	開設期間	閉庁日対応
鳥取県	鳥取	鳥取税務署	鳥取市富安2丁目89番地4 鳥取第1 地方合同庁舎	1/30~2/6	
		鳥取市役所駅南庁舎 地下1階（第5会議室）	鳥取市富安2丁目138番地4	2/7~3/15	○
	米子	米子税務署	米子市東町124番16号 米子地方合同庁舎	1/30~2/15	
		米子コンベンションセンター（ビッグシップ）2階国際会議室	米子市末広町294	2/16~3/15	
	倉吉	倉吉税務署	倉吉市上井587番1号	1/30~3/15	
島根県	松江	松江税務署	松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎	1/30~2/15	
		くにびきメッセ	松江市学園南1丁目2番1号	2/16~3/15	○
	浜田	浜田税務署	浜田市殿町1177番地	1/30~3/15	
	出雲	出雲税務署	出雲市塩冶善行町13番地3 出雲地方合同庁舎	1/30~2/15	
		出雲市役所「くにびき大ホール」	出雲市今市町70番地	2/16~3/15	
	益田	益田税務署	益田市元町12番11号	1/30~3/15	
	石見大田	石見大田税務署	大田市大田町大田イ289番地2	1/30~3/15	
大東	大東税務署	雲南市大東町飯田86番7号	1/30~3/15		
西郷	西郷税務署	隠岐郡隠岐の島町城北町55番地 隠岐の島地方合同庁舎	1/30~3/15		
岡山県	岡山東	岡山東税務署	岡山市北区天神町3番23号	1/30~2/15	
		ママカリフォーラム（岡山コンベンションセンター2階）	岡山市北区駅元町14番1号	2/16~3/15	○
	岡山西	岡山西税務署	岡山市北区伊福町4丁目5番38号	1/30~2/15	
		ママカリフォーラム（岡山コンベンションセンター2階）	岡山市北区駅元町14番1号	2/16~3/15	○
	西大寺	西大寺税務署	岡山市東区西大寺中2丁目24番13号	1/30~3/15	
		ママカリフォーラム（岡山コンベンションセンター2階）	岡山市北区駅元町14番1号	2/16~3/15	○
	瀬戸	瀬戸税務署	岡山市東区瀬戸町瀬戸70番地	1/30~3/15	
		ママカリフォーラム（岡山コンベンションセンター2階）	岡山市北区駅元町14番1号	2/16~3/15	○
	児島	児島税務署	倉敷市児島小川5丁目1番66号	1/30~3/15	
	倉敷	イオンモール倉敷専門店2F イオンホール	倉敷市水江1番地	1/30~3/15	
	玉島	玉島税務署	倉敷市玉島阿賀崎2丁目1番50号	1/30~3/15	
	津山	津山税務署	津山市田町67番地	1/30~3/15	
	玉野	玉野税務署	玉野市宇野2丁目4番12号	1/30~3/15	
笠岡	笠岡税務署	笠岡市五番町5番48	1/30~3/15		
高梁	高梁税務署	高梁市向町13番地	1/30~3/15		
新見	新見税務署	新見市新見721番1号	1/30~3/15		
久世	久世税務署	真庭市鍋屋8番地1	1/30~3/15		
広島県	広島東	広島東税務署	広島市中区上八丁堀3番19号	1/30~2/15	
		「NTTクレドホール」基町クレド・パセーラ11階	広島市中区基町6番78号広島県庁前	2/16~3/15	○
	広島南	広島南税務署	広島市南区宇品東6丁目1番72号	1/30~2/15	
		「NTTクレドホール」基町クレド・パセーラ11階	広島市中区基町6番78号広島県庁前	2/16~3/15	○
	広島西	広島西税務署	広島市西区観音新町1丁目17番3号	1/30~2/15	
		「NTTクレドホール」基町クレド・パセーラ11階	広島市中区基町6番78号広島県庁前	2/16~3/15	○
	広島北	広島北税務署	広島市安佐北区亀山2丁目25番10号	1/30~2/15	
		「NTTクレドホール」基町クレド・パセーラ11階	広島市中区基町6番78号広島県庁前	2/16~3/15	○
	呉	呉税務署	呉市中央3丁目9番15号 呉地方合同庁舎	1/30~3/15	
	竹原	竹原税務署	竹原市中央3丁目2番12号	1/30~3/15	
	三原	三原税務署	三原市宮沖2丁目12番1号	1/30~3/15	
	尾道	尾道税務署	尾道市古浜町27番18号	1/30~3/15	
	福山	福山税務署	福山市三吉町4丁目4番8号	1/30~2/15	
		福山市生涯学習プラザ（まなびの館 ローズコム）	福山市霞町1丁目10番1号	2/16~3/15	
	府中	府中税務署	府中市鶴飼町555番地40	1/30~2/15	
		府中市文化センター2階（多目的ホール）	府中市府川町70番地	2/16~3/15	
	三次	三次税務署	三次市十日市東1丁目13番5号	1/30~3/15	
	庄原	庄原税務署	庄原市三日市町667番地5	1/30~3/15	
	西条	西条税務署	東広島市西条昭和町16番8号	1/30~3/15	
	廿日市	廿日市税務署	廿日市新宮1丁目15番40号 廿日市地方合同庁舎	1/30~3/15	
「NTTクレドホール」基町クレド・パセーラ11階		広島市中区基町6番78号広島県庁前	2/16~3/15		
海田	海田税務署	安芸郡海田町大正町1番13号	1/30~3/15		
	「NTTクレドホール」基町クレド・パセーラ11階	広島市中区基町6番78号広島県庁前	2/16~3/15		
吉田	吉田税務署	安芸高田市吉田町吉田3604番地1	1/30~3/15		
山口県	下関	下関税務署	下関市竹崎町4丁目6番1号	1/30~2/15	
		海峡メッセ下関	下関市豊前田町3丁目3番1号	2/16~3/15	
	宇部	宇部税務署	宇部市常盤町1丁目7番1号 宇部市役所庁舎2階	1/30~3/15	
	山口	山口税務署	山口市中河原町6番16号 山口地方合同庁舎1号館	1/30~2/15	
		中市コミュニティホール（Nac）1階	山口市中市町3番13号	2/16~3/15	○
	萩	萩税務署	萩市唐樋町3番7号	1/30~3/15	
	徳山	徳山税務署	周南市今宿町2丁目35番地	1/30~3/15	
	防府	防府税務署	防府市緑町1丁目2番12号	1/30~3/15	
	岩国	岩国税務署	岩国市麻里布町7丁目9番37号	1/30~3/15	
	光	光税務署	光市虹ヶ浜3丁目10番1号	1/30~3/15	
	長門	長門税務署	長門市東深川964番地1	1/30~3/15	
	柳井	柳井税務署	柳井市柳井3745番地1	1/30~3/15	
厚狭	厚狭税務署	山陽小野田市大字福庄111番地1	1/30~3/15		

税金の納付は

簡単・便利な

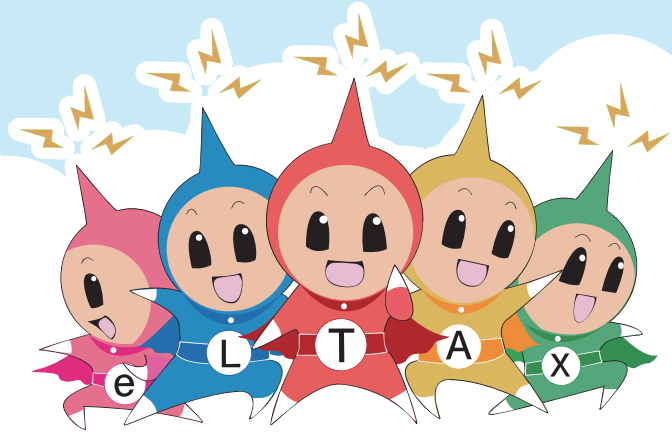
ダイレクト納付で 業務効率化！

ダイレクト納付とは…

国税の場合はe-Tax、地方税の場合はeLTAXを利用して、事前に届出をした預貯金口座からの振替により、簡単な操作で税金を納付することができる便利な電子納税の手段です。



国税庁e-Taxキャラクター：
イータ君



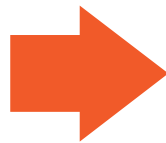
eLTAXイメージキャラクター：エルレンジャー

BEFORE

これまでは…



- ✓ 金融機関まで足を運ぶのが面倒…
- ✓ 窓口が混雑しているときは長時間待たないといけない…
- ✓ 源泉所得税や個人住民税の納付は毎月発生するし事務負担が大きい…
- ✓ 納付する日を指定できれば便利なのに…
- ✓ 複数の都道府県・市区町村へまとめて納付できればいいのに…



AFTER

これからは



- ✓ オフィスや自宅からPCで納付できます！
- ✓ 窓口で待たなくてもいい！
- ✓ PCで申告から納税まで一度でできます！
- ✓ 即時又は納付日を指定して納付ができます！
- ✓ (地方税の場合)全ての都道府県・市区町村へ一括して納付が可能！





ダイレクト納付を始めるには？

国税の場合は

ダイレクト納付が利用できる金融機関に
預貯金口座があること



(e-Tax) 利用可能金融機関

- ✔ (初めてのの方は) e-Taxの利用開始手続きからスタート！
- ✔ 国税のダイレクト納付利用届出書を提出！
個人の方はオンラインで届出書の提出ができます。



◀ 詳細はこちら

※利用開始まで、書面提出では約1か月、オンライン提出では約10日程度の期間が必要です。

※法人の方は、右ページの届出書の提出をお願いします。

地方税の場合は

ダイレクト納付が利用できる金融機関に
預貯金口座があること



(eLTAX) 共通納税対応金融機関

- ✔ (初めてのの方は) eLTAXホームページのPCdesk(WEB版)から利用開始手続きスタート！
- ✔ 地方税共同機構ダイレクト納付口座振替依頼書を提出！



◀ 詳細はこちら

※地方税共同機構ダイレクト納付口座振替依頼書は、PCdeskから利用届出を行い、利用者IDを取得してからダウンロードできます。



ダイレクト納付の利用方法

国税の場合は

- 1 e-Taxで電子申告等又は納付情報登録依頼データを送信する
- 2 メッセージボックスに格納される通知を確認し、「ダイレクト納付」を選択する
- 3 「今すぐに納付される方」又は「納付日を指定される方」を選択する

※ダイレクト納付を行う際には、預貯金口座の残高をご確認ください。
※「納付日を指定される方」は指定した日の午前中に振替が行われます。

4 納付状況を確認する

※「ダイレクト納付完了通知」がメッセージボックスに格納されますので、内容を必ずご確認ください。

詳しい操作方法は下記をご覧ください。

国税庁HP
「Web-Tax-TV」



手続に関するご不明な点につきましては、e-Taxホームページをご覧ください。
e-Taxホームページ <https://www.e-tax.nta.go.jp/>

地方税の場合は

- 1 PCdesk(DL版)などのeLTAX対応ソフトウェアから申告書を作成・送信や納付情報の発行依頼を行う。
- 2 納付情報を受け取り、「ダイレクト方式」を選択する
- 3 「今すぐ納付を行う」又は「納付日を指定して納付を行う」を選択する

※ダイレクト納付を行う際には、預貯金口座の残高をご確認ください。
※納付日を指定される方は指定した日に振替が行われます。

4 納付状況を確認する

※納付手続完了後、納付完了通知がメッセージボックスに格納されますので、内容を必ずご確認ください。

詳しい操作方法は下記をご覧ください。

PCdesk
マニュアル



手続に関するご不明な点につきましては、eLTAXホームページをご覧ください。
eLTAXホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

法人番号

※個人の方は個人番号の記載は不要です。

国税ダイレクト方式電子納税依頼書 兼国税ダイレクト方式電子納税届出書

令和 年 月 日提出

税務署長 あて

氏名（法人名及び代表者氏名）

私(当社)は、国税について、電子納税(ダイレクト方式)を利用することとしたいので届け出ます。

なお、税理士から申告書等を代理送信した場合には、税理士が私(当社)に代わって電子納税(ダイレクト方式) 手続の実行をできるように、あわせて届け出ます。

取扱金融機関 御中

私(当社)は、国税の納付を電子納税(ダイレクト方式)により納付することとしたいので、下記約定を確約の上、依頼します。

1 指定預貯金口座

住 所 (所在地)	(〒 -) 電話 ()	(金融機関お届け印)
	(申告納税地)	
氏 名 (法人名及び 代表者氏名)	(フリガナ)	印影が不鮮明な場合には、 こちらにも押印してください。
指定金融機関	銀行・信用金庫 労働金庫・農 協 信用組合・漁 協	本店・支店 本所・支所 出張所
預金種別	1 普通 2 当座 3 納税準備	口座番号 (ゆうちょ銀行以外)
ゆうちょ銀行	記号番号	-

2 振替日時:納付情報送付日時

3 利用開始日:ダイレクト方式電子納税(ダイレクト納付)登録完了通知の受信日以降

税務署整理欄

(不備事由)

- 1 金融機関番号エラー 4 口座情報不完全
2 整理番号等未登録 5 その他
3 重複入力

入 力	訂 正 入 力	送 付 登 録

金融機関番号

整理番号

約 定

- 国税庁の電子情報処理組織を使用して私(当社)名義の国税の納付に必要な情報(以下「納付情報」という。)が送付されたときは、私(当社)に通知することなく納付情報に記録された金額を指定預貯金口座から引き落としの上、納付してください。この場合、当該納付に係る領収証書は省略されて差し支えありません。
- 前項の指定預貯金口座からの引き落としに当たっては当座勘定規定又は預貯金規定にかかわらず、私が行うべき小切手の振出又は預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出などいたしません。
- 指定預貯金残高が振替日時において納付情報に記録された金額に満たないときは、私(当社)に通知することなく納付情報を返戻されても差し支えありません。
- この契約は、貴店(組合)が相当の事由により必要と認めた場合には私(当社)に通知されることなく解除されても異議はありません。
- この契約を解除する場合には、私(当社)から税務署を経由して指定した金融機関に書面をもって届け出ます。
- この取扱いについて、仮に紛議が生じても、貴店(組合)の責によるものを除き、貴店(組合)には迷惑をかけません。

金融機関整理欄

(不備返却事由)

- A 印鑑相違 F 住所相違
B 印鑑不鮮明 G 支店名相違
C 口座番号相違 H その他
D 口座該当なし
E 名義人相違
(備考)

受 付 印	印 鑑 照 合 検 印

(口座識別番号)

(認証番号)

国税の 簡単・便利な キャッシュレス納付!

国税ではダイレクト納付以外にも
便利なキャッシュレス納付を
ご用意しています。

振替納税

振替納税の申込をすることで、毎年の確定申告等
に係る国税を口座引落により納付する方法です。

こんな方に
おススメ!

申告所得税や個人事業者の消費税の確定申告書を提出
する必要のある方

- ✓ 申請手続は最初だけ!
- ✓ 初年度以降は自動で引き落とし!
- ✓ オンラインでも申請が可能!

※オンラインでの申請が利用可能な金融機関については、
国税庁ホームページをご確認ください。

クレジット カード納付

インターネット上のクレジットカード支払の機能
を利用して、納付受託者が運営する専用サイト
から納付受託者に納付を委託する方法です。

- ✓ 事前手続きは不要!
- ✓ 専用サイトはこちらから ▶

<https://kokuzei.noufu.jp/>



※納付税額に応じた決済手数料がかかります。(手数料は国の収入にはなりません。)

インターネット バンキング等

インターネットバンキング口座など
から納付する方法です。

- ✓ パソコンやスマホから簡単に納付!

※利用可能な金融機関については、
「ペイジー(<https://www.pay-easy.jp/>)」でご確認ください。

スマホアプリ納付

スマホアプリを利用した新しい
納付の手段です。



令和4年12月導入開始予定!

詳しい情報は国税庁ホームページに今後
掲載しますので、是非ご確認ください!



e-Tax ホームページ <https://www.e-tax.nta.go.jp>

イータックス

検索



利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問(Q&A)に関する最新の情報については、
e-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。
e-Tax ソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問は「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」
(TEL.0570-01-5901)へお問い合わせください。
ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 9時～17時(土日祝日及び12月29日～1月3日を除きます。)です。

利用可能時間



電子納税の利用可能時間

下記のe-Taxの利用可能時間内で、かつ、ご利用の金融機関のシステムが
稼働している時間となります。

e-Taxの利用可能時間

火曜日～金曜日(休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。) 24時間
月・土・日・休祝日(メンテナンス日を除きます。) 8時30分～24時

※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。

地方税のキャッシュレス納付!

- 地方税も、多くの都道府県・市区町村で口座振替、スマートフォン決済アプリ等によるキャッシュレス納付が導入
されています。詳しくは、各都道府県・市区町村にお問い合わせください。
- さらに、令和5年4月から、クレジットカード、スマートフォン決済アプリ等による納付がeLTAXで可能となる予定です。



eLTAX ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp>

エルタックス

検索



eLTAXとは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続を、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。
利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの接続環境、PCdeskの操作方法、よくあるご質問については、eLTAXホームページで詳しくお知らせ
しておりますので、ご覧ください。
ご利用に当たっての全般的なご質問は、eLTAXホームページのお問い合わせフォームでお問い合わせください。

リサイクル適性

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

令和4年9月

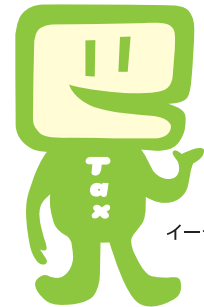
国税の納付は

スマホで
スマートに

6つのPay 払い(〇〇ペイ)から
納付手続きが行えます！



スマホアプリ納付の
詳しい情報はこちらから



イータ君

令和4年12月1日から国税のスマホアプリ納付が利用可能になります。

✓ **事前手続き不要！**

✓ **いつでもできる！
場所を選ばず
どこでもできる！**

「国税スマートフォン
決済専用サイト」に
アクセス！

Pay 払い(〇〇ペイ)
を選択し、画面の表示
に従って手続き！

留意点

- アカウント残高を利用した支払い方法のみ利用可能なため、事前に利用する Pay 払い(〇〇ペイ)へのアカウント登録及び残高へのチャージが必要です。
- 原則として、全ての税目で納付が可能です。ただし、印紙を貼り付けて納付する場合等、ご利用ができない税目があります。
- 一度の納付での利用上限金額は 30 万円です。
※ 利用する Pay 払い(〇〇ペイ)で設定された上限金額により、利用可能な金額が制限される場合があります。
- 領収証書は発行されません。
※ 領収証書が必要な方は、金融機関や税務署の窓口で納付してください。
なお、「納付手続の完了」画面で「納付内容をダウンロード」していただくか、「納付情報の入力」画面でメールアドレスを登録し、納付手続完了メールを受信することで、納付内容を確認することができます。

詳しくは、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) をご覧ください。

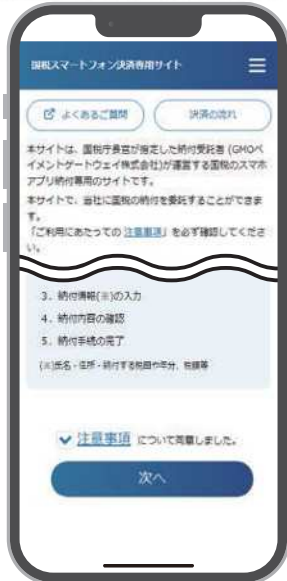
スマホアプリ納付の手続きの流れ

1 国税スマートフォン決済専用サイトにアクセス

- ◎ e-Tax を利用して申告書等データを送信した方は、メッセージボックスに格納される受信通知からアクセス。
- ◎ 国税庁ホームページからアクセスする方は、国税庁ホームページの「スマホアプリ納付の手続」ページに表示されている「国税スマートフォン決済専用サイト」からアクセス。

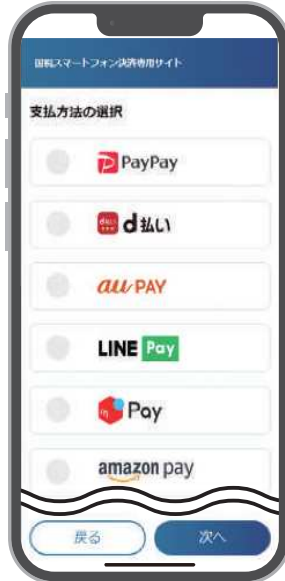
2 国税スマートフォン決済専用サイトで手続き

1 決済専用サイトトップ



決済専用サイトが表示されます。
注意事項を確認し、「次へ」をタップします。

2 支払方法の選択



利用する Pay 払い(〇〇ペイ)を選択し、「次へ」をタップします。

3 納付情報(氏名等)の入力



画面の表示に従って、氏名や住所などを
を入力し、「次へ」をタップします。

4 納付情報(税額等)の入力



納付する税目や税額を入力し、
「次へ」をタップします。

5 入力内容の確認、納付

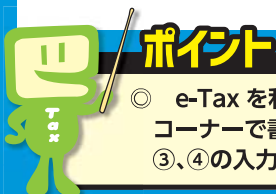


入力した内容を確認し、「納付」をタップします。
※ 選択した Pay 払い(〇〇ペイ)が起動します。

6 完了!



選択した Pay 払い(〇〇ペイ)でお支払い
後、「納付手続の完了」画面が表示されたら
手続き完了です!



ポイント

- ◎ e-Tax を利用して申告書等データを送信し、受信通知(納付区分番号通知)からアクセスした方や、確定申告書等作成コーナーで書面による申告書を作成し、出力された QR コードからアクセスした方は、納付情報が引き継がれますので、③、④の入力は不要です。

※「QRコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。